

介護保険制度のお知らせ

介護保険は介護が必要な状態にある高齢者とその家族を社会全体で支える社会保険制度です。

問長寿介護課 ☎ 443

申請から介護サービス利用までの流れ

- ① 申請**
長寿介護課に申請してください(地域包括支援センター、ケアマネジャー、民生委員などの代行可)。
※認定の結果が出るまで、申請後1カ月ほどかかります。すぐにサービスを利用したい場合は市に相談してください。
- ② 審査・判定**
市の要介護認定調査員が自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。また、市から主治医に意見書の作成を依頼し、それらの結果をもとに、医療・保健・福祉の専門家で構成する介護認定審査会が介護や支援が必要な状態であるかどうか、介護や支援の程度がどうかを判断します。

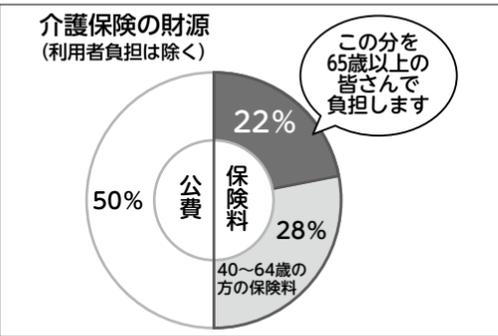
③ 結果通知
原則として、申請から30日以内に市から認定結果通知書と認定の結果が記載された保険証が郵送されます。
※申請者の状況などによっては、30日以内に発送できない場合があります。

④ ケアプラン作成
ケアプランとは、介護サービスの種類や内容を決めた計画書のことです。要介護1、5と認定された方は指定居宅介護支援事業者一覧の中から事業者を選択し、ケアプランの作成を依頼してください。
※指定居宅介護支援事業者一覧表は、申請時に長寿介護課窓口で配布されています。要支援1・2と認定された方は、担当する地域包括支援センターから連絡がありますので、介護予防ケアプランの作成を依頼してください。

別表

要介護状態区分	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
非該当	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要支援1	介護予防サービスを利用できます。
要支援2	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要介護1	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要介護2	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要介護3	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要介護4	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。
要介護5	介護サービスの利用はできませんが、介護予防・日常生活支援総合事業※をご案内しています。

※要支援1、2と認定された方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての方を対象とした「一般介護予防事業」があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



65歳以上の方の介護保険料

介護保険は、皆さんが納める「介護保険料」と、国・県・市が負担する「公費」を財源として運営されています。その割合は次のとおりです。

それぞれが負担しあい、社会全体で制度を支えるしくみになっています。なお、介護保険料の個別通知書は、6月中旬に郵送します。

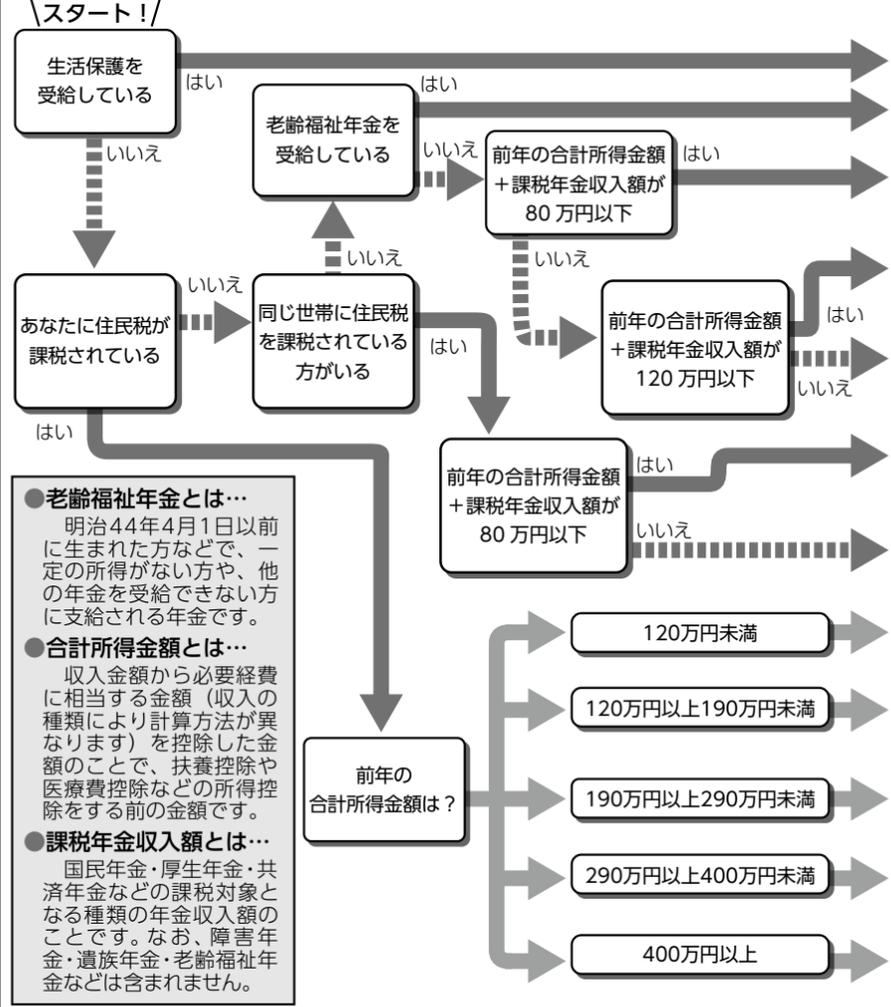
〈基準額の決まり方〉

$$\frac{\text{八潮市で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分22パーセント}}{\text{八潮市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{八潮市の保険料の基準額 57,300円 (年額)}$$

市では、この「基準額」をもとに、本人と世帯の住民税の課税状況や所得に応じた負担になるように、10段階に分けて設定しています(下表参照)。
※40歳から64歳までの方の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決められます。

〈介護保険料早見表〉

あなたの保険料段階を確認しておきましょう



所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,700円 (基準額×0.45)
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	37,200円 (基準額×0.65)
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	42,900円 (基準額×0.75)
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	51,500円 (基準額×0.90)
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	57,300円 (基準額)
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	68,700円 (基準額×1.20)
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	71,600円 (基準額×1.25)
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	85,900円 (基準額×1.50)
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	91,600円 (基準額×1.60)
第10段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	100,200円 (基準額×1.75)

●老齢福祉年金とは…
明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。
●合計所得金額とは…
収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことです。扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
●課税年金収入額とは…
国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。